

議案第78号

**東近江市立平田コミュニティセンター等の指定管理者の指定
につき議決を求めることについて**

東近江市立平田コミュニティセンター等の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市立平田コミュニティセンター	滋賀県東近江市下羽田町84番地5 平田地区まちづくり協議会	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
東近江市立市辺コミュニティセンター	滋賀県東近江市市辺町2391番地 市辺地区まちづくり協議会	同上
東近江市立玉緒コミュニティセンター	滋賀県東近江市大森町1030番地 玉緒地区まちづくり協議会	同上
東近江市立御園コミュニティセンター	滋賀県東近江市五智町351番地2 御園地区まちづくり協議会	同上
東近江市立建部コミュニティセンター	滋賀県東近江市建部日吉町31番地 建部地区まちづくり協議会	同上
東近江市立中野コミュニティセンター	滋賀県東近江市中野町781番地5 中野地区まちづくり協議会	同上
東近江市立八日市コミュニティセンター	滋賀県東近江市八日市町9番20号 八日市地区まちづくり協議会	同上
東近江市立南部コミュニティセンター	滋賀県東近江市沖野二丁目1番34号 南部地区まちづくり協議会	同上
東近江市立永源寺コミュニティセンター	滋賀県東近江市山上町1316番地 永源寺地区まちづくり協議会	同上
東近江市立五個荘コミュニティセンター	滋賀県東近江市五個荘小幡町318番地 五個荘地区まちづくり協議会	同上
東近江市立愛東コミュニティセンター	滋賀県東近江市下中野町431番地 愛東地区まちづくり協議会	同上
東近江市立湖東コミュニティセンター	滋賀県東近江市池庄町495番地 湖東地区まちづくり協議会	同上
東近江市立能登川コミュニティセンター	滋賀県東近江市躰光寺町262番地 一般社団法人能登川地区まちづくり 協議会	同上
東近江市立蒲生コミュニティセンター	滋賀県東近江市市子川原町461番地1 蒲生地区まちづくり協議会	同上

提案理由

東近江市立平田コミュニティセンター等の指定管理者の指定について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。